

令和7年度 第4回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員 (28人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

局長補佐 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和7年度第4回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 松本委員、19番 早田委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 遅刻の届が出ています。15番 衣笠委員、牛の登録検査が13時20分からとなってしまったので終了次第出席します、ということです。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和7年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 ただ今の報告の中で、私が〇〇〇と〇〇〇〇に行った件を報告しておきたいと思えます。〇〇〇ではワイナリーとそれに付随したレストラン、そして宿泊施設をこれから作るということでございました。現在加工用のブドウは5.9ヘクタール栽培しておりまして、〇〇では作ることができませんので〇〇かどこかでワインを作っているようでございます。それを今度は〇〇で作るということでございまして、完成が2年ぐらい先です。

もう1件は〇〇〇〇のこども園の建築でございます。〇〇に〇〇〇〇があつて右に〇〇〇〇の〇〇〇〇がありますが、そこの間に家が1軒あつてその裏が水田です。そこを宅地にしてこども園を作るということでございます。民間です。そこの経営者は〇〇〇〇の経営者で〇〇で2つ、〇〇で1つ、合計3つこども園を持っておりまして、〇〇〇〇では3才以下の子どもたちがなかなか保育園に入れないということがあつてございまして、それでこども園を作つて0才からずっと子どもたちを入園させていくということで計画されておりました。これも既に先月の常設委員会で県に提出をしております。結構高い借地料ですけれども、今の〇〇〇〇に比べれば若干安いかなと思っております。〇

〇〇〇を建てる時に私が現地調査に行った際、1年の借地料が10アール〇〇〇〇〇〇円ということで、結構高かったですが今回はそこより安いみたいです。そういうことで報告させていただきます。

続きましてくらし農業に関する相談会の報告を、早田委員お願いします。

19番

19番 早田です。今回相談会は福井推進委員と一緒に相談を受けました。2件ありました。1件が〇〇、あと1件は〇地区の方でございました。

最初の〇〇〇の方ですが、〇〇さんです。現在夫婦2人で住んでおられますが高齢となって農作業も難しくなり、現在嫁いでおられる娘さんに手伝ってもらいながら維持している状況です。後継者がいないことからその嫁いでおられる娘さんへ母親名義の分をゆずりたいとのことでした。娘さんは認定農業者ではないので、〇〇さんが以前より親しくされている〇〇司法書士に手続きを進めていただくこととなりました。

もう1件ですが、〇の〇〇の〇〇さんでございます。相談内容としては昨年まで貸していた畑が、借りておられた方が体調不良のため耕作できなくなったということです。地主の〇〇さんには後継者はなく、維持管理もできないし周辺に迷惑がかかることを心配されて相談に来られたものです。隣の畑の耕作者や知り合いの農家に相談はされましたが、なかなか難しいようでございます。その他にもすごく小さい筆がたくさんありますが、特にこれまで耕作してあったこの農地が荒廃することで近隣の方に迷惑がかかるということで、なんとか耕作者を見つけてもらえないかということでしたので、とりあえずあっせん申出をしていただくことといたしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

(5) 議 事

議長

続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり、番号1の〇〇地内における田1筆の売買を始め合計3件の申請がございます。なお番号2の贈与について親族関係はないと聞いております。

次に議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり1件の申請がございます。〇〇地内における農業用施設及び駐車場の整備でございます。申請地は農振農用地に指定されておりましたが6月6日付けで農業用施設用地に用途変更がされており、用途どおりの転用となります。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページのとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇地内における店舗敷地、駐車場のほうの拡張でございます。申請地の農地区分は第2種農地で許可根拠は既存施設の拡張でございます。番号2は〇〇地内におけるコンビニエンスストアの建築でございます。申請地691㎡に隣接する宅地、雑種地等4筆の1,575.43㎡を加えた合計2,266.43㎡での建築となります。申請地につきましては駐車場になる計画でございます。申請地は都市計画用途区域の準工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農

地で原則許可でございます。

議案第17号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案8ページのとおり3件の申請がございます。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画については議案11ページから14ページのとおり66件の貸借と、議案の15ページのとおり1件の売買について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第14号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります堀川委員、塚根委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して塚根委員より報告をお願いいたします。

塚根推進委員 推進委員の塚根です、報告します。この件を6人で見て参りましたが何ら問題はないということで確認いたしました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の案件について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても、先ほどと同様に現地の調査に行っておりますので、引き続き塚根委員に報告をお願いいたします。

塚根推進委員 推進委員の塚根です、報告します。〇〇と〇〇をまわって見ましたがこれも何ら問題はないということで確認いたしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の案件について質疑を求めます。ありませんか。鐵本委員。

1 3 番 1 3 番 鐵本です。ここに〇〇〇〇さんがいますよね、間が狭いですけど事業の拡張というのは〇〇さんと併せてやるのか、全く違うんですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 今回の申請は〇〇〇〇さんのところでレンタカー等もやっておられる事業の社長である〇〇さんからの申請ですので、同じ経営の方の拡張ということになります。

1 3 番 分かりました。

議 長 その他、ありませんか

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第17号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第17号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先ほどと同様現地の調査に行っておりますので、代表して塚根委員より報告をお願いいたします。

塚根推進委員 はい、報告します。推進委員の塚根です。1番〇〇、2番〇〇、3番〇〇といずれも皆さんと見て参りましたが、問題ないということで確認しております。以上です。

議 長 はい、ただ今議案第17号について現地調査の報告がありました。問題ないということです。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画について

議長 続きまして議案第18号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

11ページ番号4番は、10番 筏津委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議長 それでは、筏津委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページ農地番号4番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆3,095㎡の畑の促進計画で、使用賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長 ただ今、筏津委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議長 筏津委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件については終わりましたので、その他の案件について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、11ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、

11ページの番号1番から14ページの番号66番まで、合計で122,801㎡の水田、畑でございます。

続きまして15ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇の2筆4,521㎡の畑でございます。対価は500,000円、10アールあたりですと110,595円でございます。

賃借権等受ける者の農業経営の状況につきましては16ページから18ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、19ページ記載のとおりでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 　　ただ今議案第18号について説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。筏津委員。

10番 　　10番 筏津です。農地番号1から3番まではどういう内容になっていますか。

議長 　　局長から説明します。

事務局 　　こちらのほうは今年の1月の議案で所有者不明の農地に関する議案があったと思いますが、そちらの続きでございます。1月の案件ということで1月21日から告示をいたしまして、告示が2ヶ月間かかります。その後機構等とのやりとりということで、土地の権利を有する者から特に申し出がありませんので農地の貸し借りが成立するというところで、この度の中間管理機構のほうの事業にのせるということで。〇〇〇〇〇さんの分でございます。よろしいでしょうか。

10番 　　分かりました。

議長 　　他にありませんか。はい、松本委員。

16番 　　賃借料に現物という表現がありますが、水田だと米でしょうか。

議長 　　農林課、お願いします。

農林課 　　今回の分で何人かスイカ農家さんを中心に賃貸借契約の分がありまして、それぞれの方がスイカ何玉というように細かい記載がそれぞれにあります。それで機構の方に問い合わせして、記載のほうは現物支給でということだったので、このような表記をさせていただきます。スイカや野菜というやりとりになります。

16番 　　53番の〇〇はスイカ作ってないはずだけど。

農林課 実際には米とか野菜とか、ビールとかです。

議 長 はい、よろしいかな。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の促進計画等につきましても賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

続きまして日程6 その他、倉吉市総合計画審議会委員の決定について委員の皆さんにお諮りいたします。事務局より説明をしてください。

事務局 議案20ページ、倉吉市総合計画審議会委員の決定についてでございます。企画課より委員の推薦依頼がございました。総合計画審議会は、現在「第12次倉吉市総合計画」をまちづくりの指針として行政運営を進めておりますが令和8年度から始まる「第12次総合計画後期基本計画」の策定を進めており、策定にあたり必要な調査及び審議を行うために設置しているものあります。開催時期は令和7年8月から令和8年2月にかけて4回程度予定しているとのことです。委員は倉吉市総合計画審議会条例により25名程度で構成する予定で、市農業委員会委員として5年に1回の推薦依頼がありました。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。どなたにしてもらったらいいでしょうかということですが、ここで言うてもらうのも難しいことなので私と職務代理、局長と梶本補佐で話をさせていただきました。できることなら女性の委員を出してほしいということがあったようなので、職務代理にお願いをしたところでございますがいかがでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございますので、藤井職務代理、よろしく申し上げます。以上でございます。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本局長補佐より説明をしてください。

事務局 はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇、〇〇の水田であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

3ページ、2番目は今回の農業に関する相談会からの提出で、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の畑であります。相談内容は、売買、使用貸借ということであります。

4ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇〇〇の水田であります。以前にもあったところですが今回は相談内容が売買ということであります。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議長 1番目これは〇ですね、塚根委員さん。

塚根推進委員 田倉さんお願いします。

議長 田倉委員と2人ね。

田倉推進委員 2番目もします。

議長 2番目も同じこと、塚根委員と田倉委員の2人で、はい。続きましては、〇〇〇の〇〇。

6番 これは前にもしましたけど、道の下ですごい段差があつて。

16番 農機具が入らんでないか。

6番 農機具はもちろん入りませんし、どうにもなりません。

議長 大規模農家も手一杯だし、作る人おらんですって言うてもらってもいいです。続きまして、(2)農地等のあっせん活動の状況について報告です。山下委員お願いします。

9番 山下です。この件につきましてですが、この田んぼの近くはほぼネギを作っておられます。耕作者にいろいろ頼んでみましたが、どなたもいらっしやいませでした。それでどうも身内の方が相続放棄をされたみたいですのでこの田んぼも宙に浮いた状態のようで、後ほど農業委員会にもその旨を報告に行くということを聞いています。以上です。

議長 農業委員会より、土地改良区にも言わんと。ここ〇〇〇土地改良区でしょう、松本委員。賦課金の徴収のことがあるでしょう。

16番 ちょっと聞いてみますわ。

議長 農業委員会にはまだでしょう。相談者の〇〇さんっていうのは所有者の〇だな。

事務局 この方の〇が放棄したということで来られました。〇〇〇〇〇とかはまだのようです。

議 長 続きまして、(3) 今後の会議等の予定について。

事務局 (3) 今後の会議等の予定です。まず8月8日に次の農業委員会会議があり、その後に研修会を予定しております。講師はしごと定住促進課地域おこし協力隊の山本麻衣子さんを予定しており、研修内容は今回は農業から少し離れて地域おこし協力隊着任から倉吉市への移住についてとしております。講師を依頼したところ農業委員の前でお話することはたいへん緊張するし恐縮であるとのことで思案しておりましたが、最終的には承諾していただきました。当日は温かく迎えていただきたいと思います。そして

その次に8月26日は、記載のとおり農地パトロールです。詳細は来月の会議で説明いたします。

続きまして8月29日は近県視察です。視察先はこの書類では未定としていますが、当初の計画は豊岡市を予定しており以前から準備していましたが、視察先が8月20日から稲刈りを始めるとのことだったので重なってしまうのでちょっと難しいようなこと。行き先を変更して出雲市斐川町沖洲の農事組合法人おきすを予定することとし、本日案内文書を置かさせていただきました。9時に出発して午前中に視察させてもらって、昼は島根ワイナリーとさせていただきます。昼食4,000円、視察代1,000円の計5,000円で、集金は8月29日の当日にする予定です。出欠の締め切りは来月の8月8日金曜日までによろしく願います。

最後に11月の20、21日は県外視察を予定しておりますので詳細については後ほど連絡させていただきます。以上、よろしく願います。

議 長 何人かは南部町の農事組合法人へ視察に行った際に、島根ワイナリーにも行ってますね。それから、県外視察は山口県の農事組合法人川西というところで

他に、皆さんの方から何かありますか。はい、職務代理。

6 番 農林課の方に質問なんですけれども、地域計画の話はどのぐらいまで進んでいますか。

農林課 地域計画については令和6年度末までに作成することとなっていましたので、倉吉市については暫定的ですが作成をしました。国のほうからも年次的なブラッシュアップをということで指導が入ってまして、今後どのような形でやっていくのかまだ決まっていますが、定期的な見直しが必要になるということで協議をしながら更新していくようになると思います。併せて農振除外の関係とかも地域計画に関わってきますので、必ず年に何回かは計画が変更になることがあると思いますので、その都度協議しながら修正したいと思います。

議 長 よろしいですか。

6 番 ○○地区なんですけれども、担い手がたくさんおられて大規模農家もたくさんおられますけど。ただ困っているのが、ご存知かと思いますが今年は特に水がない年なのに水が当てっぱなしで草は刈りならん、手がまわらんって言われるです。そういうのはそこの地域の人が見てきちんとするのがいいんじゃない

かと思って、もう来年からはあの人には利用権の設定しなるなよってという話になっと思って、そうでないと本当に困るんです。草は刈らんし、イノシシの柵しようって言ったってうちは別にええだけとか。1軒だけ飛ばしてすると田んぼのところだけするっていかんようになって、縦の長いところも入って行かんようになる。すごい迷惑しとって、なんであの人がここに入って来なっただすか、なんで貸したですかって地主さんに聞いたら頼むけって言ってきなっ、ってことで。ここで利用権いっぱいですととるですけど、こういうのって皆さん賛成ですか反対ですかって聞かれる時に1人だけ反対って言ったってだめですよ。だけ、そういうことをどうにか話し合ってみたいと思ったんですが、1回支所に集まったつきりであとなんのことはないのでどうなっと思っと思って聞いてみたかったんですけど。そういうのってあんたはここはだめとか、ちゃんとしてもらわんと作ってもらえんとか農林課は言われんですか。どうなんでしよう。

議 長

農林課がすべてを把握していれば言えるんだけども、見てないとか聞いただけで、あんたはだめですよとか言えんでないかと思う。例えば苦情が入って、実際見に行っって草ぼうぼうで隣の田んぼに迷惑がかかっるとるわというようなことであれば言えるんでしょうけど。どがなもんですかな。

農林課

まず地域計画の本来のあり方は、今後の地区のあり方や担い手への集積が目的ですので農地の管理がどうこうというのは判断の主旨からはちょっとずれてます。地区の協議の中でそういった話が出るのは良いことですけど、地域計画にそういった効力があるということではないので、そういったことはまた別の問題になるのかなと思います。

農地の管理に関しては、賃貸借契約が結んであるのであれば地権者と耕作者とで協議があるかと思っますし、そこから取り組みが漏れているということであれば賃貸借の契約という観点からこちらが指導することはあると思っます。集落での取り決めから外れているということであれば、各地区で話し合っって指導してもらっしかないのかなと思っています。

農林課の立場としての指導はなかなか難しいので、どういった形でするかを考えてもらっかなと思っています。

6 番

集落で地権者と一緒に話し合っってくださいということで、連絡取っって何月何日に集まっってくださいって言ったら、その人は欠席裁判でいいから、言われたとおりにしますって言いなるです。でも草は刈っってない。奥さんに言っっても、言っっておきますって言われたけどまだ刈っってない、やっぱりそこで水が止まっってしまうわけです。そしたら水路が壊れて、土が流れちゃっってえらいことになっってるけど知らん顔で、水は開けっぱなし。せっかく草を取っってきれいにして水が流れるようにしとるのに、その家の人があちの田んぼより前なのでみんな取っってしまっってうちのところはなんぼ待っっても出てくらせん。水口を止めてもええって言いなるけど、止めても次の日行ったらまた開いとるし。それだったら言われたように地域計画でここを作っってくださいって言ってもらっって。知らない間に上手言っって作っとなるけど、こちらは本人とは全く連絡が取れなくって。

1 6 番

地域計画とは関係ない話だけ、関係者で話し合わないけん。いいですか。

議 長

皆さんも農業委員、最適化推進委員をしておられるものでそういうところが増えてきました。背丈ぐらいの草が伸ばし放題で刈ってないところとか、そういうところも刈って見本を示してくださいよ。

本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後2時40分 閉 会 —